

2 1 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 職員私有自動車公務使用規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 19 号

(趣 旨)

第1条 本協議会職員の私有自動車の公務使用に関しては、別に定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員とは、本協議会事務局等設置規程第2条に規定する職員をいう。
- (2) 私有自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち、職員が私有する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- (3) 私有 所有又はこれに準ずるものをいう。
- (4) 交通事故等 交通事故及び道路交通法（昭和35年法律第105号）違反をいう。

(公務使用の範囲)

第3条 職員が私有自動車を公務のため使用することができるのは、緊急を要する場合その他特別の理由があると認められている場合であって、通常交通機関等を利用しては、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であるときに限るものとする。この場合において、当該職員自ら私有自動車を運転するものでなければならない。

2 前項の場合における私有自動車の使用区域は、本協議会事務所を中心に100km以内の区域とする。ただし、特別の理由があるときは、会長が認める区域まで使用することができる。

(登 録)

第4条 私有自動車を公務のため使用しようとする職員は、あらかじめ私有自動車公務使用登録届出書（別記第1号様式）により会長に登録の届出をして承認を得なければならない。登録後においてその登録内容に変更が生じたときもまた、同様とする。

2 前項の届出にあたっては、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 道路交通法第85条に規定する普通免許取得後、運転経験1年以上を有し、かつ過去1年間無事故であること。ただし、会長が特に認めた場合に限り、これらの期間を短縮することができる。
- (2) 使用しようとする私有自動車を対人、対物を対象とした任意の自動車保険等に加入し、その保険金額が次の額以上であること。

イ 対人 1億円

ロ 対物 200万円

(登録の廃止)

第5条 前条の規定による登録の承認を得た職員は、登録を廃止しようとするとき及

び前条第2項の要件に該当しなくなったときは、直ちに私有自動車公務使用登録廃止届出書（別記第2号様式）により会長に届出をしなければならない。

2 前条第2項の要件に該当しなくなり、かつ、前項の届出を怠った場合は、当該職員の登録を取消すものとする

（使用手続）

第6条 第4条の登録をした職員が登録私有自動車を公務のため使用しようとするときは、私有自動車公務使用許可申請書（別記第3号様式）により会長の許可を得なければならない。

（安全運転）

第7条 私有自動車を公務のため使用する職員は、公の奉仕者としての責務を自覚し、法令を遵守し、安全運転を心がけなければならない。

（交通事故等発生の場合の手続）

第8条 私有自動車を公務のため使用中交通事故等が発生した場合の手続については、糸魚川市社会福祉協議会職員交通事故等対策委員会規程の定めるところによる。

（借上料）

第9条 私有自動車を公務のため使用した職員には、当該私有自動車の公務使用による走行距離1kmにつき別表に定める額の借上料を私有自動車公務使用支出明細書（別記第3号様式）により算定し支払うものとする。

（自動車保険料等等級ダウン見舞金）

第10条 当協議会の事業の業務遂行のために私有自動車を運転中に事故を起こし、その自動車に付保されている任意加入の自動車保険から支払いを受けることにより、継続契約の割増引に影響が出る場合には、自動車保険等級ダウン見舞金を支給する。

2 見舞金の支給金額上限は次のとおりとする。

- (1) 普通自動車 5万円
- (2) 軽自動車 3万円

3 次の場合は見舞金を支給しない。

- (1) 事業の業務遂行外の事故
- (2) 自宅と事務所との通退勤途上の事故（マイカー通勤の場合）
- (3) 継続契約の保険料に保険金支払による影響がない場合（無事故割引等級制度を設けていない場合も含む。）

4 支給を受けるものは、次の書類を当協議会長あてに提出しなければならない。

(1) その自動車に付保されている自動車保険契約から支払を受けたことを証する書類

(2) その他当協議会が必要と認めた書類

（委任）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（準用規定）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、糸魚川市職員私有自動車公務使用規程を準用する。

附 則（平成17年3月1日）
この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（令和8年3月2日）
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 （第9条関係）

私有自動車公務使用借上料

区 分	普通自動車及び小型自動車		軽 自 動 車	
	同乗者が ない場合	同乗者が ある場合	同乗者が ない場合	同乗者が ある場合
使用区域が市内の場合	25円	30円	20円	25円
使用区域が市外の場合	20円	25円	15円	20円

私有自動車公務使用登録届出書

登録の要件	届出者	運転免許	種類	番号	
			取得年月日		
		運転歴	運転経験 年		過去3年間の交通事故 有・無
	過去6年間の道路交通法違反		有・無		
	私有車	車両	名称		種類
			年式		登録番号
		所有車	住所		TEL
			氏名		届出者との続柄
	強制保険	会社名		TEL	
		所在地			
任意保険等	対人	保険金額			
		会社名			
		被保険者氏名			
	対物	保険金額			
		会社名			
		被保険者氏名			
私有自動車に係るその他の任意保険等	搭乗者	保険金額			
		会社名			
		被保険者氏名			
	車両	保険金額			
		会社名			
		被保険者氏名			

私有自動車を公務使用したいので、糸魚川市社会福祉協議会職員私有自動車
公務使用規程第4条の規定により上記のとおり登録の届出をします。

年 月 日

届出者 所属

職氏名

㊟

糸魚川市社会福祉協議会長 様

伺	局 長	事 務 長	係 長	係		
判定	承認・不承認（理由 _____）					

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

私有自動車公務使用登録廃止届出書

年 月 日

糸魚川市社会福祉協議会長 様

所 属
職氏名

㊦

年 月 日届出をし、承認を得た私有自動車公務使用登録を下記理由により廃止したいので、糸魚川市社会福祉協議会職員私有自動車公務使用規程第 5 条の規定により届出します。

記

(廃止の理由)

	局 長	事 務 長	係 長	係		
伺						

私有自動車公務使用許可申請書（兼）支出明細表

私有自動車を公務のため使用したいので、許可くださるよう糸魚川市社会福祉協議会職員私有自動車公務使用規程第6条の規定により申請します。

糸魚川市社会福祉協議会長 様

所 属
職氏名

㊟

局長	月	日	用務先	用務	同乗者	乗名	運時	行間	走行距離		確認
									同乗者有	同乗者無	
									km	km	
									.	.	
									.	.	
									.	.	
									.	.	
									.	.	
									.	.	
									.	.	
									.	.	
借 上 料	同乗者有		市内単価	円	走 行 距 離	km	支 払 額	円			
			市外単価	円		km		円			
	同乗者無		市内単価	円	走 行 距 離	km	支 払 額	円			
			市外単価	円		km		円			
自動車区分			1 普通自動車	2 軽自動車	支払額		円				